

# 幼稚園教育要領改訂案

## 説明会の状況について

明年度から実施される新しい幼稚園教育要領の改訂案に関する東部地区的説明会が十一月十九日から三日間水戸市で行なわれた。この会は文部省、茨城県などの主催で、日本東部の十八都道県から約百八十人の幼稚園関係者が出席して、主催者側からの改訂案の説明と質疑討論が行なわれたが、その時の経過を述べながら、改訂についての理解を深めたいと思う。

第一日。会場は茨城大学附属小学校で、受付で幼稚園教育要領改訂案、研究会実施要項、質問用紙などが配られた。十時から始まり、始めに主催側の文部省から初等教育課長西村勝巳氏の挨拶があった。その内容は、今度の改訂の趣旨は小・中・高校の指導要録の全面的な改訂に伴って、一貫教育を土台とするたてまえから二年間の研究

期間を経てこの案が出された。社会的な要請に答える意味で道德教育、科学教育を重視し、また幼児の著しい成長発達に合うようになしたこと。制度上では地域格差を是正するよう努力すると共に内容的には、教育課程審議会答申が示す、強くたくましく、思慮深い、情操の豊かな人間の育成、国民育成ということがこれからの方針であることが述べられ、更に幼稚園教育振興七ヶ年計画の具体案について、今後は公立幼稚園を中心としたもので、公私立とも国庫補助を三分の一とすること、各地の国立大学の施設を借りて養成機関を設置すること、教員の待遇を小・中学校と同水準にすること、幼稚園と保育所の違いを明らかにする必要があることなど

更に各章の構成、内容にも大きな違いがあり、特に第一章の内容は全く変り、第二章では発達上の特質と望ましい活動ではなくしたこと、後者に関しては具体的なことは別に指導書で充分取り上げる必要がある。最後にこの案は幼児が幼稚園でもつ教育的活動を発展的、組織的に示したもので、

先ず改訂案第一章について文部省の玉越三郎氏から改訂の趣旨説明からはじめられ、新案では幼稚園教育の意義特性を明らかにし、また教育の内容を精選して教育効果を高めるようにしたこと、指導上の留意事項を明らかにして総合的な指導が行なわれるようになしたこと、家庭教育との密接な関連をもたせたこと、教育課程の基準を明らかにしたことの五点が挙げられ、それを現行の要領との比較でみると、幼稚園教育の基本方針が明示され、従来教育計画としておつてしまっていた教育課程編成の方針を別に示した、幼児が幼稚園終了までに到達すべきことを具体的に整理して示した、指導上の留意すべき事項を示したなどの点で変っていることが指摘された。

幼児が経験する活動の全体であり、それが幼稚園教育を効果的に行なうように配列されたものであり、小学校の教育課程とは異なることを明らかにしたものであることが強調され、問題点として一日の時間をどう決めるかが残されているなどの総括的な説明が行なわれて午前の部を終えた。

午後は一時から教材等調査研究会幼稚園教育小委員会から坂元彦太郎委員長が改訂案第二章の説明をされた。坂元氏の話はまず改訂案のことはづかいにふれ、小・中・高校の場合のように官報で告示するので文の構造や表現が親しみにくくなっているが、小学校と同等の立場に立つものであることを明らかにするために、形式的には小学校の学習指導要録と同じ形をとって、しかも中味では独自性をうち出そうとしていることを強く主張された。

また具体的なものの名前などは現行のものより少ししか出していないが、これは幼稚園設置基準に出ているものを主とし、他は「など」のことばの中に含めることによつて突飛なことをさけて誰でもできるような平凡なことを主眼にしたこと、幼稚園教育の重点と全般が把握できるような骨組みを作ることに気が配られたなどの前置きのもとに二章前文を一言ずつたどりながら次のように説明された。

① この前文はことはは簡潔であるけれども重要な意味をもっており、他の箇所と関係づけながら読むことによってその重要性は更に強調されよう。

② 六領域を変えた方がよいという議論——音楽リズム、絵画製作は他の四領域と次元を異なる——があつたが一応このままにした。もちろん次元の差はあらかじめ理解しておかなければならない。領域といふことはを小学校の四領域と似たようにとするむきもあるが、小学校では領域といふことは使っていない。

③ 一章の各事項は内容、活動、経験など何と呼んでもよいもので名前はつけていないがこれは目標であり、活動であつて多様なものを含んでいるが、單に卒園までにこうなつてほしいということを書かれた「ねらい」である(ここで目標というときに学校教育法に記されている目標を指していおり、他の場合はねらいとしておく)。総合的に何かあるものから部分を分析し抽出

いものも加わっていることもあるが、幼児が毎日の生活の中で行なっているすべてのことを取り落としなく分析したもので、小学校のようにある分野のみを教育課程としているのではない。

④ 教育課程と指導計画とについて前者は全課程を見通して組織的に作られるもので、後者はこれからすることの狭義の計画を指すので、指導計画を寄せ集めても必ずしも教育課程は作れるものではない。

⑤ ここでは究極の教育の理想が述べられているのであるから、程度の高いねらいについてどこまでさせるかは各年令ごとに考えてよいのであり、その点については一章に基本方針の幼児の心身の発達の実情、個人差に応ずること、生活経験に即し、興味や欲求を生かすということが常に生きてくると考えればよい。

⑥ 年令、地域によつては教育要領に書かれてあること以外の指導を加えることはさしつかえないが、良心と良識によつて判断するようとの忠告がなされている。

⑦ 小学校学習指導要録と比較してみると、内容を挙げているか、ねらいを挙げているか、ばらばらに活動するか全般的に活動をするか、総合したものであるか分析し

たものであるかというような根本的な違いが言えよう。

(8) 領域と活動の関係は食物の食品と栄養素との関係のようなもので、前者は活動にあたり、後者は領域にある。実際に行なうのは活動であるが、バランスのとられた領域が配置されなければならない。

(9) 各々のねらいは子どもの立場から書かれおり「……になる……をする」の表現をとったが、指導上の手続、方法上の注意などを第三章の指導上の留意点と領域ごとに加えた留意点に表わした。

このように一言一言の細いニュアンスについてもていねいにふれられながら説明され、前文のところで第一日目は終了し、この説明に対する質問や意見は散会後に申出されるよう希望された。

第二日。会場は水戸市第三高等学校に移り、午前中は前日に統いて坂元氏の説明が行なわれた。先ず前日の説明に対する質問。

(1) 総則前文の「望ましい国家社会の形成者となる基礎を養うように……」というのには国家主義的な傾向を示すもののように受けとられるが、という質問に対して、これは教育基本法の趣旨をそのまま受けたものであって、国家といつても平和的、民主

的国家を指し、狭い国家主義に通ずるものではない。基本法の精神を「幼児の発達に応じ……総合的な指導を行ない……」という幼児独自の方法によって指導しようとするものである。

(2) 「父母や先生などのいつけをすなお聞く(社会)」というねらいは幼児に対するおしつけになるのではないかとの質問に対して、これは「自分の思ったことをすなおに正直にいう」というねらいとの関連で理解されなければならない。この点でも総合的な関連で解釈されることが非常に大切になる。またこれは子どもの立場から書いているのであり、父母先生が間違ったことをいうかどうかは別問題である。「父母」は園外の問題であり、それを規定するのはおかしいとも考えられるが、あくまでも幼児の生活経験に応じて出されたもので、何でも上からおしつけようというのではない。

(3) 国旗の取り扱い方についても国のことだからといって強いて排斥することはないであろう。現在幼稚園の先生方が行なつて社会的に良いと認められることを取り落としなく入れようとするものである。この解答があつてから、各領域ごとに示された事項につき要点と解釈の仕方を話さ

れたが、指導上の留意事項が非常に重要なわけではない。基本法の精神を「幼児の発達につけながら取り扱うよう特に注意されるものである。

午後は第一部会(社会、健康)三の丸幼稚園、第二部会(自然、言語)茨大附属小学校、第三部会(音楽リズム、絵画製作)で、各領域ごとに教材等調査研究会委員から説明があり、その後質疑討論された。結果は第三日にまとめて全体に報告された。

分科会では個々の事項が示す内容や範囲、事項相互の連関、強調点などが話されたが、主に書かれている内容の確認のような形が多くたように見受けられ、質問、意見もどちらかというと内容の具体的な取り扱い方の問題に注がれていたようであったが、多くは指導上の留意事項と結びつけて考えることによって説明された。

積極的な質問や意見もあったが、全般的には改訂案をどう受けとめていったらよいかという点に注意が向けられていたようを感じられた。これは、一つには前もって資料を渡されていなかつたので充分研究できなかつた場合もあつたことによつたのかかもしれない。

全体への質問や部会で出せなかつた質

問、意見などは質問用紙に書いて出し、第三日はそれを中心に討議かなされた。しかし、意見に関しては時間の都合もあって発表されず、持ち返って今後の研究資料にされるということであった。

第三日、午前のみの日程で約二時間、茨大附属小学校で部会報告、質疑応答がなされた。始めに全体に関する質問をまとめて八項目について玉越氏が説明された。

(1) 幼稚園の教育内容を「精選し」と話されたが、その仕方について明細に示してほしい。各領域の展開は小学校の段階を下けた程度のよう見えるが——、という質問に対して、園の教育内容の基準とすれば法例的用語に統一されるので不親切な表現にみえるが、内容の独自性については苦心してあることを充分読みとられた。

(2) 基本方針(2)「基本的生活習慣と正しい社会的態度を育成し、豊かな情操を養い、道徳性の芽はえをつちかうようにすること」と学校教育法との関連はどうなのか、に対して学校教育法に述べられていることのうち部分的、特殊的な面を取り上げ別の観点からまとめたものである。

(3) 基本方針(1)「幼稚園教育の独自性に

考慮して、適切な指導を行なうようにすること」についてどういう仕方で関連をもつのか、に対して領域の内容は教科と直接関連はうかがえない。子どもの全生活を六領域にもりこんだものであり、領域全部が学習指導要録「ラス」に関連をもってくる。

さらに幼稚園では身体的な活動を遊びの形で行なわせるのに小学校では学習の形で行なうという違いがあるように、同じ内容も方法やねらいに違いがあることに注意されたい。これらのことは全体とのつながりで読んで充分理解されたい。

(4) 二章は教育内容といいながら中味は望ましいねらいを述べているのはちくはぐな感じとする、対して幼稚園では目標と内容の区別がしにくく、わけて画一化すると活動を制約する恐れがある。

(5) 一日の保育時間については保育所を考慮してこのような表わし方をしたのか、とびつけてこれは保育所を考慮して決めたのではなく、幼稚園の質を高めようとする方向と幼稚園を普及しなければならないという方向とがあるのを決め方かむずかしく、答申をそのまま載せた。

(6) 今後は五才児を中心として三才児は取らない方針なのか、対してすべての幼

児に幼稚園教育をしようという意図があるので現状では五才児中心になるが、三才児は保育所に任せるというわけではない。改訂案第三章でも三才児の保育について充分の注意を与えている。

(7) 指導書の改訂について、改訂を行なつても小学校との関連は従来通りである。

(8) 宗教教育については何もふれられていないが、対して第二章前段でここに書かれていないことについても加えて指導を行なってさしつかえないことが述べられており、宗教的情操を養うこと自体も結構なことだと考える。以上がその概略である。

次に各部会の報告と質問への説明が担当の委員からなされた。出された質問は健康に関して「いろいろな運動に興味をもち」とのねらいのうち「のひのびとりズミカルに運動する」——かけっこ、とびっこ、ならひっこをするになど音楽リズムの「のひのひと動きのリズムを楽しみ、表現の喜びを味わう」のもとににあるいくつかの事項との関係について、健康では身体機能の発達がねらわれており、音楽リズムでは表現の喜びを味わうことがねらいであり、具体的な活動は似ていても区別して指導されたい。ねらいが達成されるような具

体的な活動を擧げて並べたので論理的に割りきれないことがあるとの説明。

社会に関して、国歌をどう扱うかについて、国歌を扱ってはいけないなどとあるとの説明。

自然に閑して、五つの点について「—自分で見たり考えたり……をしようとする」という表現は「……する」の方が他の表現と一致するのではないか、についてこれは態度的なこと、問題意識を育てるに重点を置いていることの現われである。

色や形は絵画製作とどう関連をもつかについて、これは両方でおさえて指導しなければならない。

物理的な事象への関心を育てると共に身体への関心を育てる事項が必要ではないか、についてこれは健康で扱う程度でよいと考える。

安全性の問題で機械の安全以外に動物の危険に対する指導にふれる必要があるのではないか、について健康の「安全な生活に必要な習慣や態度を身につける」に含まれる事項で取り扱うものと考えてよい。

「数量や图形などについて……」の数量や图形ということはは硬いのではない

か、についてこれは概念的な芽はえを養おうとしているのであり、平面的抽象ばかりを扱おうとするのではない。

なお「前後、左右……位置関係などについて興味や……」の事項に上下、東西を加えたらどうか、について、上下は加えてよいか、東西は児童の生活に直接関係がないので加えない方がよいのではないかとの説明。

音楽リズムに関して「静かに音楽を聞く」というのは児童の活動にはふさわしくないのでないか、についてはじめは活動をともなつたりするが、児童なりに静かに聞こうとするねらいであるとの説明。

などなどの解答に次いで、更に残された問題についての全体の討論が行なわれた。

そこでは例えは先程の「東西」の取り扱いについて、北海道のように町名に東西があつた場合には児童の生活と結びつけ

て基本的な指導も可能ではないか、「量の大小」と書かれてあるが、量は多少とすべきではないか、或いは、健康の「ならひ」

「」ということばは実際にあるのか、言語の「見たこと、聞いたこと……を紙しはいや劇的な活動などで表現する」の前に、こ

とばで表現するという事項を加えるべきで

はないか、などと、具体的な、しかも意味深い意見が出された。

このようない歩突っ込んだ討議が大切なではないかと思われたが充分な時間が得られず残念であった。

最後に玉越氏が変動期にある現在の児童教育界について、現場の先生方のしつかりした態度を望むという挨拶があつて全日程を終了した。

この研究会で、主催者側のていねいな説明によつて新教育要領を日々の保育にあつての問題の取り上げ方という形で具体化して把握されていったが、それには活発な質問が行なわれた結果明らかになつたことも少なくなく、問題点を出しただけでも有意義な会ではあつたが、充分な討議時間がとられたならなお光榮した会になつたであろうとも思われた。

(郡山女子短期大学 野口はつ江)

## 訂 正

前号「幼児期における性差とその指導」中29頁上段1行の「(1)(2)(3)」は「(1)(3)(7)」、10行の「動搖の中」は「動搖の中の」、32頁下段の文献(2)「child」の「、(5)潜在構造分析」、の、は不要につき訂正します